

## 議事要旨(1) ASAF対応専門委員会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長より、IASBの概念フレームワークプロジェクトについての再審議の進め方に関するASAF対応専門委員会での検討状況、及び、IASBの開示に関する取組みプロジェクトについてのIASB公開草案「開示に関する取組み（IAS第1号の修正案）」（以下、「ED」という。）に対するコメント対応等に関するASAF対応専門委員会での検討状況の概略について説明がなされた。続いて、関口委員、紙谷ディレクター、板橋ディレクター及び石原研究員より、説明資料[審議事項(1)-1]から[審議事項(1)-6]に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

### 概念フレームワーク

- ある委員より、ASBJが重視しているOCIに関する議論が7月にしか予定されておらず、十分な議論をすることなしに公開草案が公表されてしまわないか懸念しているが、事務局としてどのような対応を考えているのか、という質問がなされた。
  - これに対して事務局からは、5月から7月に予定されている項目はどれも難しい論点が含まれているため、IASBの審議を注視する必要がある、という回答がなされた。また、今回取り扱わないとした項目についても中期で取り組むべきである旨を、IASBに対して意見発信することを考えている、という回答がなされた。
- ある委員より、概念フレームワークの第1章及び第3章における主要な利用者について、変更を加えるべきか検討する背景について質問がなされた。
  - これに対して事務局からは、2014年1月のIASBボード会議の教育セッションにおいて、欧州財務報告諮問グループ及びスコットランド勅許会計士協会が公表した学術文献レビュー「資本提供者による情報の利用」が紹介され、資本提供者の属性による財務情報の利用方法の違いについて議論されたことを受けたものである、という回答がなされた。

### 開示に関する取組み

- ある委員より、次のような発言がなされた。
  - 重要性に関する関係者の懸念は、開示量が必要以上に膨大になっているために作成者と利用者の効果的なコミュニケーションが阻害されていることであり、そのために、重要性のない情報までも網羅的に開示することを防ぐことを意図していたと理解している。EDの第30A項では、情報の集約又は分解を、有用な情報を不明瞭にするような方法で行ってはならないという記述の追加が提案されているが、情報の集約又は分解に限定しているという誤解が生じるため、意図が正しく伝わるように表現を修正すべきである。
  - 注記を企業固有の方法で配列することは、特定の注記を探す場合に、その情報がどこに記載されているのか想定できないため非効率であるほか、必要な情報を見落とす可能性もあるため反対する。
- これに対して事務局からは、次のような回答がなされた。
  - 会計基準において、重要性のない情報を開示した場合に対する罰則を定めることは、

各法域によって開示制度が違っていることもあり困難だと考えるが、提案されている内容よりも実効性のある注意喚起ができないか検討したい。

- これまでに意見聴取している限りでは、我が国においては、注記に規範的な順序を設けることを支持する意見が多いと理解している。
- ある委員より、ED の第 31 項で提案されている文言が追加された場合、監査対応において有用であり、企業の実務に良い影響を与える、という発言がなされた。
- ある委員より、ED では、第 30A 項を挿入して第 31 項を加筆することが提案されており、重要性に関する記述の分量が増大するため、「重要性と集約」という小見出しを「重要性」と「集約」の 2 つに分解し、重要性をより強調することを提案してはどうか、という発言がなされた。
- あるオブザーバーより、ED の BC19 項に記述されている、電子版の財務諸表の使用が増大していることを理由に注記に規範的な順序を設けることの便益が少なくなっているという認識に反対するため、コメントで指摘してはどうか、という発言がなされた。
- ある委員より、次のような発言がなされた。
  - 重要性と集約に関する提案に賛成するが、個別基準の見直しを進めなければ実務への影響は限定的であるため、中期のプロジェクトを速やかに行うことが必要である。
  - ED において注記を企業固有の方法で配列することが提案されているのはどういった理由なのか。
- これに対して事務局より、次のような回答がなされた。
  - 現行基準の見直しは、開示に関する取組みプロジェクトの中期の取組みとして予定されているが、可能な限り早く進めるように ASAF 会議等で主張していきたい。
  - IAS 第 1 号第 114 項において、企業は通常、注記を次の順序で記載することもできる、とされていることから、多くの場合、重要な会計方針や基本財務諸表に表示した項目に関連する注記が順番に記載されている。また、実務上、決まり文句が多用されていることもあり、重要な情報を判別することや関連性のある情報を結び付けて理解することが困難になっているという批判に対応するものだと理解している

以 上